第2章 共通編

第1節 通常業務

2.1.1 通常業務の洗い出し

通常業務は、つくば市行政組織規則上の事務分掌をベースとして、全庁的に具体的な 業務内容を「通常業務の継続判断一覧表(別添1)」のとおり洗い出した。

2.1.2 必須業務の考え方

通常業務のうち必須業務に当たるものは、別添1中の必須欄に〇印を付けている。 これらの業務は、非常時業務とともに優先して実施しなけらればならない業務であ り、非常時においても必ず継続して実施する。

2.1.3 非常時における通常業務の継続判断について

非常事態が発生した場合、職員の被災、感染症へのり患、非常時業務を遂行する必要が生じること等により、通常業務に従事できる職員の割合が減少することが想定される。

その際、どの部署のどのくらいの職員が通常業務に従事できるかというのは、非常事態の種類、規模、発生からの時間の経過等に応じて刻一刻と変化する。

そこで、様々な状況に対応できるよう、通常業務に従事できる職員の割合が、部署単位で80%~10%の各段階となった場合において、どの通常業務を継続するかという目安を「通常業務の継続判断一覧表(別添1)」のとおり定める。

それぞれの職員割合に応じて、継続する業務を「〇」とし、継続しない業務を「一」 としている。

非常時においては、通常業務に従事できる職員の割合に応じて、この目安に基づき業務の継続・中止等の判断を行うこととする。

第2節 業務の執行体制

2.2.1 市長不在時の代理順位

非常時に、市として重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠なため、代理 順位を次のとおりとする。

表1 市長不在時の代理順位表

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
第1順位の 副市長	第2順位の 副市長	総務部長	市長公室長	政策イノベーション部長

[※]第1位及び第2位の順位は、つくば市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則による。

※第3位から第5位の順位は、つくば市長の職務を代理する職員の順序を定める規則による。

2.2.2 専決権及び代決権の整理

非常時においても、通常業務を円滑に進めるために、市長部局における専決権及び代決権については、次のとおり平常時の運用を維持する。

- (1) 専決権については、つくば市事務決裁規程第3条、第4条及び第5条の定めに従う。
- (2) 業務を継続するための代決権については、同規程第7条、第8条及び第9条の定めに従う。

なお、市長部局以外の行政委員会等については、それぞれの事務決裁規程、処務規程等を運用すること。

表2 市長部局における代表的な代決順位一覧表

【参考:つくば市事務決裁規程 別表第4(第7条関係)】

決裁区分	第1順位者	第2順位者	備考
副市長	主管部長	主管次長	
	主管部長	主管課長	※次長が置かれない場合

	I		
部長	主管次長	主管課長	
	主管課長	主管課長補佐(室又は出先機関(出張所を除く。)の事案にあっては、当該室又は出先機関の長)	※次長が置かれない場合
次長	主管課長	主管課長補佐(室又は出先機関(出張所を除く。)の事案にあっては、当該室又は出先機関の長) ※課長補佐が置かれない場合	
	主管課長	主管係長(室又は出先機関(出張所を除く。)の事案にあっては、当該室又は出 先機関の長)	※課長補佐が 置かれない場 合
課長(室長 及び出先機 関の長を除 く。)	主管課長補佐	主管係長	
	主管係長	課長(室長及び出先機関の長を除く。) があらかじめ指定する職員 ※課長補佐が置かれない場合	※課長補佐が 置かれない場 合
室長	室長があらかじめ 指定する職員		
出先機関の 長	出先機関の長があ らかじめ指定する 職員		
係長	課長があらかじめ 指定する職員		

2.2.3 職員の応援体制の活用

継続すべき通常業務を各課等の職員のみで実施することが困難な場合には、第一に部局内での職員の応援体制を活用する。部局内での応援を活用しても、その業務の継続が困難な場合は、対策本部が部局間を調整する。

【参考:つくば市職員の応援体制に関する規程】

(部等内応援)

第3条 課長は、業務の増加又は職員の休職等により一時的な人員不足が予想され、業務の遂行が困難であると認められるときは、所属部長に対し、部等内の職員の応援を要請することができる。

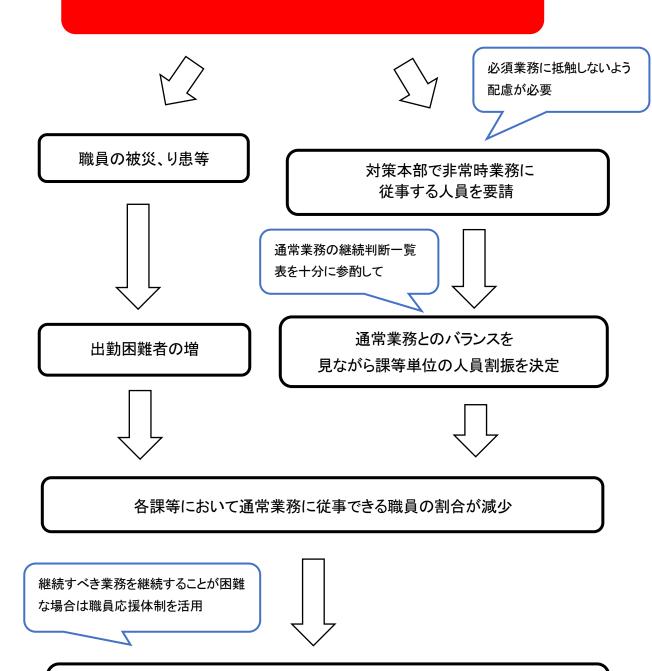
- 2 部長は、前項の規定による要請を受けた場合において当該要請が適切かつ合理的であると認めるときは、部等内の関係課長と協議し、部等内の職員に応援を行わせることができる。
- 3 部長は、前項の規定により応援を行わせるときは、総務部長にその旨を報告しなければならない。ただし、応援の日数が10日以内の場合については、この限りでない。

2.2.4 会計年度任用職員制度の活用

会計年度任用職員については、自然災害等の非常時においても、市民に対して必要となる行政サービスを提供するため、必要に応じて出勤を求める。従事する業務については、原則として平常時と同様の業務とする。

図2 自然災害等発生時の通常業務継続判断のイメージ

自然災害・新型インフルエンザ等感染症発生



各課等で通常業務の継続判断一覧表に基づき、 各業務の継続・中止を判断